【タクシー事業者】　（別添１）

事故発生時における緊急連絡体制のフロー

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 乗客、乗員その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
2. 乗客、乗員その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
3. 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
4. 乗客、乗員その他を問わず10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じた事故
5. 転覆、転落、火災（積載物品の火災を含む）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突若しくは接触した事故
6. 酒気帯び運転を伴う事故
7. 自然災害に起因する可能性のある事故
8. その他社会的影響が大きいと認める事故（例：報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき）

一般乗用旅客自動車運送事業者

報　告　　速やかに

1．～4.（1．、2.及び4.については乗客に係るもの）は特に速やかに！

報告は管轄の運輸支局等へ！

千葉運輸支局 保安担当

［連絡先の勤務時間内（8：30～17：15）］
直通電話：043－242－7336(音声ガイダンス選択番号[1])
FAX：043－244－0760
［連絡先の勤務時間外・休日］
携帯電話：080－3369－7372　繋がらない場合　080－3369－7054
（関東運輸局自動車技術安全部保安・環境課）

報告事項

第１報は把握している範囲で速やかに！

①事業者名　②発生日時　③発生場所　④事故車の登録番号
⑤死者数、重傷者数及び負傷者数　⑥事故概要　⑦情報入手先
⑧その他判明している事項　⑨緊急連絡担当者名及び連絡先
※第１報報告後の追加情報も速やかに報告